

第 12 号

平成29年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒939-0292

射水市小島703番地

射水市役所 大島分庁舎

電話 51-6685

い みず 射水市 農業委員会だより



農業委員会と農業者との意見交換会

あいさつ



射水市農業委員会

会長 舟木康真

射水市農業委員会
だより第12号の発行

にあたりご挨拶を申し上げます。

日頃より、当委員会の活動・運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

平成28年4月から農地利用の最適化を推進するため、改正農業委員会法が施行されました。農業委員の選出方法も選挙制から選任制へ移行になるなど大幅な法改正となりました。射水市農業委員会においては、経過措置により平成29年12月18日から新体制への移行となり、現在はその準備を進めているところであります。

米政策においては、平成30年産から国による生産数量目標配分は廃止されますが、国からの情報等により県段階で「米の生産目標」や「作物別の生産方針」が提示され、これらを参考に作付計画や土地利用の調整を検討していくこととなります。

またまだ地域農業の抱える課題は依然厳しいものがあります。農業委員会としましては、関係機関と連携しながら、安心して農業経営に取り組めるよう、農業委員に課せられた業務に取り組んでまいりますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

- 1 P 会長あいさつ
- 2 P 農業委員会活動報告
- 3 P 農業委員会からのお知らせ
- 4～5 P 農業情報
- 6 P 農業委員会委員及び担当地区
- 7 P 農業者年金に加入しましょう
- 8 P 農地参考賃借料について
農作業標準料金・賃金について



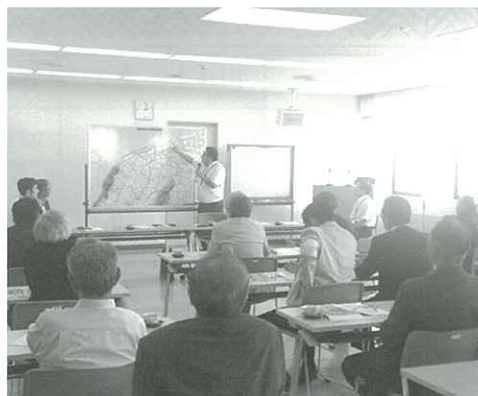
題 農業に感受性

農業委員会活動報告

視察先（新潟県新潟市）

平成28年7月1日～2日

新潟市農業委員会では本年4月から改正農業委員会法が施行されたことを受け農業委員、最適化推進員を設置されています。今後、当市でも現農業委員の任期満了までに改正農業委員会法に基づく準備が必要であり、今回視察することで改正農業委員会法での選任過程、業務内容について情報を収集しました。また、国家戦略特別区の規制緩和を受けている農業分野での新潟市の特色ある取り組みや農業全般を取り巻く現状や課題について意見交換を行い、見識を深めました。



農地利用状況調査(農地パトロール)

平成28年8月～10月

農地法に基づき、遊休農地の状況把握等のため、農地の利用状況調査を実施しました。

平成27年度の耕作放棄地や、農地法に基づく許認可などを受けた土地の利用状況の確認や、遊休荒廃農地の早期発見等、現状把握を行いました。

なお、調査結果により、遊休農地と判定した場合は、必要に応じて農地所有者の方へ利用意向調査をする場合があります。

※ 遊休農地とは？

- ① 1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ② 周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

農業委員会と農業者との意見交換会

平成29年3月3日

農業委員会と農業者との意見交換会を開催しました。当日は、市担い手連絡協議会役員、農業委員会運営委員、営農組織、JA青年部、農政局、県農林振興センターなどから21名の参加がありました。

北陸農政局富山支局地方参事官室 林総括農政推進官から、「新たな農政の動きについて」説明を受け、その後、意見交換を行いました。参加者からは、「担い手の高齢化が進んでいる。」「農業に関心を持つ若者もいる。新規就農を支援する施策をもっと充実してほしい。」「用排水路の改修など施設整備をおねがいできないか。」「地域に適した作付を推進すべきでは。」等様々な意見が出されました。意見交換会で出された意見は、富山県農業会議で集約され、県段階における建議に資するとともに、全国農業会議所の政策提案に反映されます。

全国農業新聞

週刊 金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税別)

■購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。
■発行所
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
電話 03-6910-1130
FAX 03-6910-1131
http://www.nca.or.jp/shinbun

農業委員会からのお知らせ

平成28年4月1日施行の「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員会委員の選任方法が、選挙制から推薦・応募による市町村長の任命制に変わります。現農業委員の任期が平成29年12月17日に満了することに伴い、農業委員を次のとおり募集します。

対象者	<p>農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者</p> <p>※次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
募集人数	25名
応募期間	<p>平成29年9月1日(金)～平成29年9月28日(木) (予定)</p> <p>※受付期間の中間および期間終了後に、提出のあった応募の状況を射水市ホームページで公表します。</p>
応募方法	<p>自薦又は他薦(団体推薦又は個人推薦)</p> <p>規定の様式に必要書類を添えて直接持参又は郵送となります。</p> <p>※規定の様式は農業委員会事務局で用意します。また射水市ホームページに掲載をします。</p>
主な役割	<p>①農地の権利移動や転用に係る許認可等の業務</p> <p>②遊休農地の発生の防止・解消の推進、農地利用状況調査の実施や農地の権利移動・転用の現地確認等の業務</p> <p>③農地等の利用の最適化に関する指針の作成、変更及び推進する業務等</p> <p>④担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起し活動業務</p>
任期	平成29年12月18日から平成32年12月17日まで(3年間)
選任の方法	農業委員会委員評価委員会(仮称)により候補者を選考し、射水市議会の同意を得て、市長が任命します。
問合せ・申込先	<p>農業委員会事務局(〒939-0292 射水市小島703番地(大島分庁舎1階))</p> <p>TEL 0766-51-6685</p>

農業情報

平成30年産からの米政策見直しへの対応について

国・富山県農業再生協議会資料より
(一部改変)

“減反”廃止という報道もあるが…

行政(国・県・市)による“生産数量目標の配分”の廃止

「米政策の見直し」とは、

- どの様にすれば、全ての水田に作物作付けができるか
- ⇒「需要に応じた作物(米)生産」を行い ⇒「水田フル活用」を進めていくもの

平成30年産からの国の米政策見直し(米の生産数量目標等の設定)

- 平成25年12月に決定された農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、30年産以降は、行政による生産数量目標の配分に頼らないで、生産者や集荷業者・団体が需要に応じた生産を行うこととされている。(=需要に応じた作物(米)生産)
- 26年産まで生産数量目標(単一値)のみを配分していたところ、各産地において30年産以降の取組が前倒して実践されるように、27年産から生産数量目標に自主的取組参考値を付記するなど配分の工夫を行っている。



水田フル活用について～米政策の見直しをブレずに着実に実施します～

- ◆平成30年産からも、各産地が行政による生産数量目標の配分に頼らず、主体的に作付を判断できるよう、国は引き続き、**きめ細かい情報提供**を行うとともに、**水田活用の直接支払交付金を活用した水田フル活用を推進**します。
- ◆29年産も、27・28年産同様に30年産に向けた**予行演習**として**需要に応じた生産を推進**します。

水田フル活用に向けた支援

- 30年産以降も水田活用の直接支払交付金により“**水田フル活用**”を支援
【H29年度概算決定額：3,150億円】
- 30年産以降も収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)は継続実施
- 米の直接支払交付金(7,500円/10a)は29年産までの時限措置
【H29年度概算決定額：714億円】

きめ細かい情報提供

- 全国ベースの需給見通しやマンスリーレポートによるきめ細かい情報提供の充実
 - ・県、地域毎の作付動向の中間公表(3月、5月)
 - ・各産地銘柄の需要実績等の一層の見える化
- キャラバンを通じた各産地への働きかけ

国からの支援措置や情報提供を踏まえ、需要に応じた生産の推進

- 各産地・生産者は、自らの農産物の販売実績等も分析し、**どのような作物をどれだけ生産し、誰にどのように販売するか**という戦略に基づき、**需要に応じた生産を推進**。

30年産以降も都道府県、市町村が参画した農業再生協議会は存続し、地域の水田でどの作物を推進するのかという水田フル活用ビジョンを引き続き策定します。

富山県における米政策見直しへの対応方針(1)

富山県農業再生協議会(12月臨時総会)において「富山県における米政策見直しへの対応方針」を決定

平成29年 1月

～30年産以降も地域全体で「需要に応じた米生産」と「水田フル活用」を！～

- 主食用米は、全国的に需要量が減少する中、今後も「需要に応じた米生産(=需要に見合った生産)」を続けていくことが求められています。
- また、農業所得の増大や地域農業の発展に向け、“水田”を最大限(フル)に活用していくことが重要です。

水田農業の活性化・農業経営の収益性の確保に向けて



“米の需要の拡大”と“需要に応じた生産”

- ✓高品質・良食味によるブランド力の向上等で更なる需要創出・販路開拓
- ✓複数年契約の拡大等による販路の確保
- ✓需要に応じた富山米の計画的生産

水田のフル活用

- ✓麦・大豆の安定供給
- ✓園芸作物等の生産拡大
- ✓担い手を中心とした土地利用の高度化

国支援

水田活用の直接支払交付金等の継続
(詳細は未定)

富山県における米政策見直しへの対応方針(2)



米づくりをとりまく状況はどうなっているの

米をめぐる情勢

- 平成30年産以降、行政による生産数量目標の配分は廃止
- 米の需要量(全国)は、年間約8万トンずつ減少していく傾向
- 米の販売先の割合は、家庭消費が減少する一方、中食・外食など業務用が増加傾向

水田農業の現状

- 麦・大豆や園芸作物、飼料用米等の非主食用米などの作付が拡大
- ブロックローテーションによる麦・大豆の作付けなど、効率的な土地利用が実施
- 農地・農作業の集積による担い手を中心とした地域営農体制が進展



30年産以降の対応はどうしたらいいの

米ばかりの生産では…

- >米の生産過剰により、米価下落や過剰在庫が懸念
- >麦・大豆の生産量が減少し、主産県としての信頼失墜が懸念(他産地に代わられる)
- >ブロックローテーションなど、地域の土地利用体系が崩れ、麦・大豆生産が不安定になることが懸念

米の需給調整・大豆生産等の継続!

- >富山米の需要に応じた計画的生産による米価の安定(需要に応じた米生産)
- >ニーズや地域特性に応じた麦・大豆、園芸作物の生産拡大・安定供給
- >ブロックローテーションや担い手を中心とした営農体制の展開による担い手の経営安定と地域農業の発展

米の売れ残りが心配だ。困ったな～



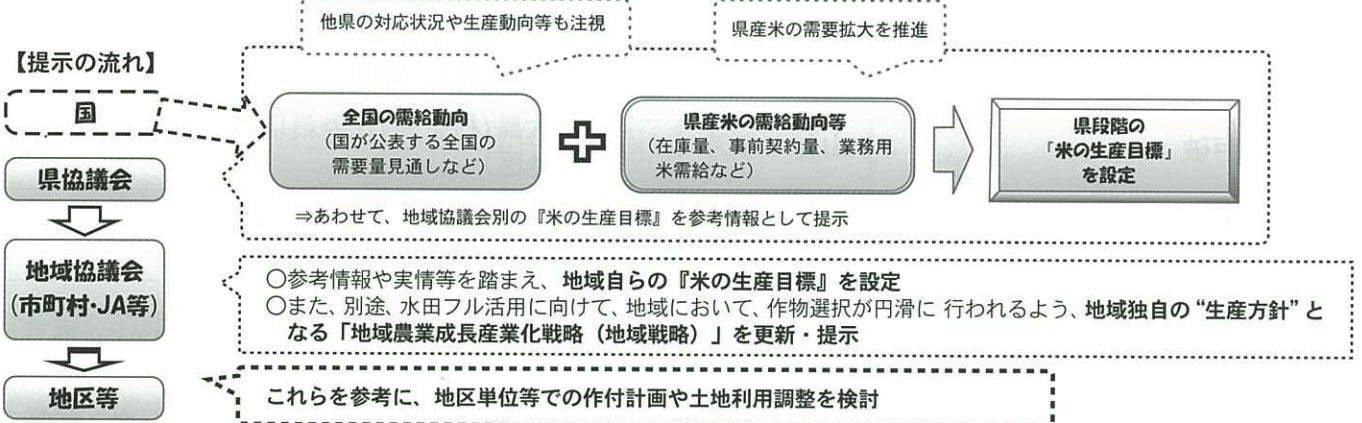
ニーズのある麦・大豆や園芸作物も必要だな!



富山県における米政策見直しへの対応方針(3)

- 【ポイント1】「需要に応じた米生産」や「水田フル活用」に県全域で円滑に取り組む
- 【ポイント2】このため、円滑に作物選択できるよう、平成30年産以降も、
① 主食用米の生産目標(生産の目安) ② 水田フル活用に向けた作物別の生産方針を提示

『米の生産目標』および『作物別の生産方針』の提示

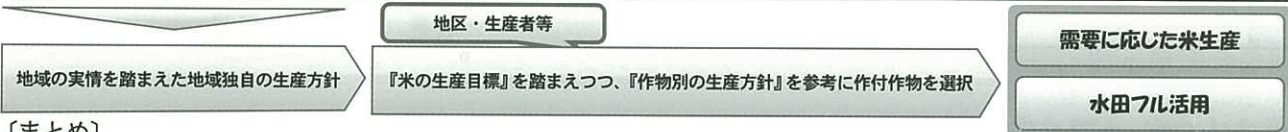


富山県における米政策見直しへの対応方針(4)

地域独自の『作物別の生産方針』を参考に作物選択

- ① 県農業再生協議会は、円滑な作物選択が行われるよう、県段階の『作物別の生産方針』を提示
- ② これを受け、地域農業再生協議会やJA等は、地域独自の生産方針として、『地域農業成長産業化戦略(地域戦略)』を更新・提示
- ③ 生産者等は、提示された生産方針を参考に、翌年産の作付計画の検討や土地利用調整を実施(「米の生産目標」を踏まえつつ、『作物別の生産方針』を参考に作付作物を選択)

作物	県段階の生産方針(概要)
主食用米	①高品質で美味しい米づくり、②新品種の戦略的導入、③業務用等のニーズに応じた品種選択や複数年契約の推進などにより、需要量を確保
非主食用米	加工用米や飼料用米、米粉用米、輸出用米等の新規需要米等は、実需者とのマッチングを図るとともに、地域の実情に応じた取組み拡大を推進
大豆・大麦	水田農業の基幹作物として、大豆は生産拡大、大麦は需要に応じた計画生産を図るとともに、生産性向上を推進
野菜等の園芸作物	野菜等の園芸作物は、「1億円産地づくり品目」を中心に産地ブランド化や積極的な拡大を推進
ハトムギ、そば等の地域特産物	ハトムギ、そば等の地域特産物は、栽培技術改善や商品開発・販路開拓などにより生産振興



【まとめ】

- ① “平成30年産からの米政策の見直し”とは、“需要に応じた作物(米)生産”に取り組み、“水田フル活用”を進めていくもの。
- ② これらを円滑に進めるため、県段階の取り組みとして、
(1) 29年産米については、現行制度のもとで、米の生産数量目標に沿った生産に努める。
(2) 30年産以降は、
> 県段階の『米の生産目標』や、水田フル活用に向けた『作物別の生産方針』を提示。



将来にわたり豊かな水田を守り、水田営農が継続できる地域営農体制を存続!

農業委員会委員及び担当地区

あなたの地区の農業委員です！

農地に関することなどでお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。
 ご相談・お問い合わせは 農業委員会事務局 電話0766-51-6685

担当地区		担当委員	担当地区		担当委員
新湊	作道(沖・今井・鏡宮・布目・高木・殿村)	若林 俊明	大門	二口	石井 寿男
	作道(作道・野村・久々湊・津幡江)	明石 茂		櫛田(新田・松原・宮新田・山ノ谷・大久保・竹原・梅木・荒町・円池)	森田 啓介
	本江、海老江	石庭 文男		櫛田(本村・牧田・西村・布目沢・小泉)	前田 進
	片口・七美	堀 清範		水戸田(水戸田)	堀 正
	塚原(国道8号北側)	舟木 康眞		浅井	杉本 周平
	塚原(国道8号南側)	佐伯 瑞穂		水戸田(生源寺・市井・若林・竹鼻・開口・藤巻)	竹島 信義
小杉	戸破	山谷 孝芳	大島	大島(村上・前花委員以外の地区)	横山 實
	黒河	土合 正夫		中野・若杉・北野・西園・新町・常磐町	村上 利之
	金山	山下 隆之		今開発・本開発・新開発	前花 敏子
	三ヶ・橋下条	永森 薫	下	下村三箇・加茂	前田 光春
	大江(鷲塚、小白石)	川西 喜一郎		摺出寺、八講、白石・倉垣小杉	熊西 忠治
	大江(西高木、大江、稲積)	水元 睦雄			
	池多	松山 宗則			
	塚越	城石 美枝子			



農地を相続したら届出を

農地の権利を相続等で取得したときは、農業委員会に届け出をしてください。

農業者年金に加入しましょう



しっかり積み立て！ 安心で豊かな老後を！

農業者の方なら
広く加入できます。

公的年金ならではの税制上の
優遇措置があります。

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

だれでも加入できます。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります。

（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円（平成24年1月1日以降の保険契約については40,000円）です）。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

少子高齢時代に
強い年金です。

終身年金で80歳までの
保証付きです。

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで、保険料が引き上げられることもありません。

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族（一定の要件をみたした者）に支給されます。

保険料の額は
自由に決められます。

農業の担い手には、手厚い政策支援
（保険料の国庫補助）があります。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。（通常加入は月額20,000円から67,000円までの間で千円単位で選択）。農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください

農業者年金を受給されている方へ

受給権者現況届の提出をお忘れなく！

現況届の提出は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年、届出により確認するためのものです。

届出用紙は、5月末頃に農業者年金基金から直接受給者へ送付されます。

必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会窓口又は、各地区行政センターへ忘れずに提出してください。なお、期限内に提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

◎ 農地参考賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地参考賃借料を示すことしております。

※ 農地参考賃借料については、水稻のみの算定を行いました。

※ この参考賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し、貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

※ 農地参考賃借料の適用期間は、平成28年産分から平成29年産分までの2年間を適用期間とします。

※ これまで適用地域を区分して標準小作料を設定していた新湊地区・小杉地区の状況を考慮し、各地区の農地参考賃借料を示すと次のとおりとなります。

農地標準賃借料(10a当り)

区分	収量	参考賃借料	参考(前回賃借料)	
田	1	560kg	12,700円	13,800円
	2	550kg	10,800円	11,700円
	3	540kg	9,800円	10,600円
	4	530kg	8,800円	9,500円
	5	520kg	6,800円	7,400円
	6	510kg	4,800円	5,200円

地 区		標準賃借料	備 考
新湊地区	塚原・作道・片口・七美(市街化調整区域)・本江地区	9,800円	上記区分3
	新湊・海老江・七美(市街化区域)地区	6,800円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	8,800円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	4,800円	上記区分6

◎ 農作業標準料金・賃金について



平成28年分～平成30年分の農作業標準料金・賃金

区 分	金 額	備 考	
賃 金	一般作業	8,660円/1日	
	オペレータ作業	1,620円/1時間	
水 稻	トラクター	14,700円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機	8,300円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン	19,300円/10a	刈取り、脱穀(稲運搬費含まず)
麦	トラクター	14,000円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	18,500円/10a	刈取り、脱穀
大 豆	トラクター	17,300円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	21,700円/10a	刈取り、脱穀

※ この標準料金には消費税は含まれていません。

※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当りの料金です。

※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できます。

※ 標準料金の適用期間は、平成28年分から平成30年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行うものとします。